

愛知県次世代育成支援対策行動計画素案に係るパブリックコメント

母子保健医療の充実

番号	意見の概要	対応
1	性教育については、何も知らない子どもが謎に思って自分や友人と調べる前に学校で詳細に教えるべきです。	子どもたちに性に関する正しい知識と判断力を身につけさせるための教育が必要であり、市町村、学校等関係者と連携し、エイズ予防、性感染症対策も含めた性教育の実施を進めることを「第3章 1(1) 思春期保健対策の充実」に記載しています。
2	性教育について 折に触れ家庭で教える。 幼少の頃から年齢に応じて教える。 恥ずかしがらず真実をわかりやすくまじめに教える。 被害者になる女性だけに女子教育という観点で教えるのではなく、男女ともに正しく教えること必要である。 性教育専門講座は、教員ばかりでなく、大学の教職課程の中で教えられる必要がある。 年齢に応じて指導できるカリキュラムづくりが大切である。	性教育は、家庭や学校において年齢に応じて取り組んでいく必要があり、家庭、学校、地域等が思春期保健の課題に対し、関係機関それぞれの機能を発揮できる円滑な地域連携ネットワークを構築し、思春期保健対策を推進していくことを「第3章 1(1) 思春期保健対策の充実」に記載しています。
3	思春期保健対策の中で好奇心をかき立てる情報に対し、家庭・学校・行政等の連携による対策も大切だと思います。	思春期の問題については、家庭、学校、地域等が思春期保健の課題に対し、関係機関それぞれの機能を発揮できる円滑な地域連携ネットワークを構築し、思春期保健対策を推進していくことを「第3章 1(1) 思春期保健対策の充実」に記載しています。
4	子どもを産もうにも産婦人科も小児科の専門医が近くにないので、産婦人科・小児科の医師の数を確保してほしい。	安全で安心な妊娠出産のための環境を整えるため、総合周産期医療センター及び各地域周産期母子医療センター等の施設整備の充実を図るとともに、産科を有する病院・診療所・助産所との連携について検討していくことを「第3章 1(2) 妊娠・出産に関する安全性の確保と不妊への支援」に記載しています。 また、子どもを持つ家庭にとって、いつでもどの地域に住んでいても安心して保健医療サービスが受けられる環境づくりが必要なため、小児救急医療体制を概ね二次医療圏で実施できるよう、地域の医療機関等に対し支援していくとともに、子どもの健康に関する小児科医等による相談体制を整備することを「第3章 1(3) 子どもの保健医療サービスの充実」に記載しています。 なお、地域での小児科医師を含む医師の確保については、重要な課題であり、いろいろな方策について愛知県医療審議会医療対策部会等で検討していきます。
5	乳幼児健診、予防接種を土曜、日曜日にも実施してほしい。	乳幼児健診等の土日実施については、市町村が地域の实情に応じて実施するものであります。県は、乳幼児健診等住民に対する直接的な保健サービスを実施する市町村に対して、母子保健水準の維持向上のため専門的技術的支援をしていくことを「第3章 1(3) 子どもの保健医療サービスの充実」に記載しています。
6	現在、差し迫ってきている人口減少を食い止める視点が希薄に思われる。白書によれば若い世代(1～49歳)の死亡原因のうち不慮の事故と自殺である。これらが発生する要因の詳細な分析を行い、積極的な抜本対策を加えていただきたい。	家庭内における不慮の事故を予防するため、あいち小児保健医療総合センターに事故予防ハウスを設置し、家庭内事故の予防について普及啓発を行っており、今後も、予防可能な家庭内事故予防対策を推進することを「第3章 1(3) 子どもの保健医療サービスの充実」に追加記載しました。
7	不妊に悩む女性が増えており、メンタルケアの充実が急務であると思います。	面接及び電話による不妊専門相談事業を実施することにより、不妊に悩む夫婦に不妊治療に関する正しい知識を提供し、心身の悩み等精神的な負担の軽減を図っていくことを「第3章 1(2) 妊娠・出産に関する安全性の確保と不妊への支援」に記載しています。

子育て支援の充実

番号	意見の概要	対応
8～10	児童手当の支給額を上げてほしい。他同意見2件	国の児童手当制度に基づいて引き続き支給していくことを「第3章 2(1) 保育・子育て支援サービスの充実」に記載しています。
11	児童の医療費免除の市町村間の不公平がないようにしてほしい。	愛知県では、4歳未満児の入院医療費について、市町村に対して同一要件で助成しており、市町村が、さらに助成年齢を拡大することについては、市町村の实情に応じて独自に実施されているものです。 なお、子育ての経済的負担を軽減するため、乳幼児医療費支給制度を引き続き実施することを「第3章 2(1) 保育・子育て支援サービスの充実」に記載しています。
12	保育園の入園手続きを市役所だけが権限を持たなくてもいいと思う。	保育所は入所要件が定められており、市町村においてその審査をする必要があります。なお、手続きにつきましては、保育所においても直接、申込書の受付を実施している市町村も多くあります。
13	下の子が生まれ母親が家にいるため、年齢にかかわらず上の子が保育園を退園させられることをなくしてほしい。	保護者が育児休業することとなった場合に、休業開始前既に保育所へ入所していた児童については、例えば、次年度に小学校への就学を控えているなど入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合など、児童福祉の観点から必要とされている際には、地域における保育の实情を踏まえた上で、継続入所の取扱いとして差し支えないものとされています。
14	仕事に支障がでないように、入園決定の通知の時期を早めにしてほしい。	決定通知の事務は、市町村が実施していますので、ご要望は市町村伝えます。

15	育児支援の観点から保育所、託児所の充実も急ぐ必要があると思います。	一部の市町村において発生している待機児童解消に向けて、それぞれの市町村の地域実情を踏まえて効果的な解消対策が図られるよう、市町村を指導・支援していくとともに、休日保育、夜間保育、一時保育、特定保育など多様な保育サービスの充実を支援していくこと、また、待機児童の8割が低年齢児であることから、低年齢児の受入を促進していくことを「第3章 2(1) 保育・子育て支援サービスの充実」に記載しています。
16	親が病気等で子どもの世話ができない場合、24時間体制で預かる公共施設があるとよい。	緊急的な一時保護に対応するため、中央児童相談センター一時保護所があります。また、子育て短期支援事業を実施する市町村への情報提供、相談、などの支援を行っていくことを「第3章 2(1) 保育・子育て支援サービスの充実」に記載しています。
17	公営と民間の格差是正のため、放課後児童クラブの充実のために県独自の補助金をつくってほしい。	県は、実施主体である市町村に対して、公営・民間の区別なく助成しており、格差是正のための補助については考えておりません。
18~29	放課後健全育成事業において県独自の設置等の基準を作ってほしい。他同意見11件	放課後児童健全育成事業については、市町村が、地域のニーズや実情に応じて児童館、学校、民間施設など様々な施設を有効に活用して実施するものであります。県では、ライフスタイルの多様化や高学年の児童の居場所の確保、また、異年齢との繋がりも大切になっている中、今後も需要の増加が見込まれることから、待機児童が生じないように地域の実情に応じてクラブ数の充足を図ることなど、引き続き市町村に対して働きかけ支援していくことを「第3章 2(1) 保育・子育て支援サービスの充実」に記載しています。
30	働く女性の為、各地区の小学校の教室を利用して夜間児童受け入れ学級の育成をしてほしい。	市町村によっては、放課後児童クラブを、地域のニーズに応じて夜7~8時頃まで実施したり、保護者の恒常的な残業や休日勤務などの場合に、児童を児童福祉施設等において養護する、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)を実施しています。県は、市町村が引き続きこれらの事業を円滑に推進できるよう支援していくことを「第3章 2(1) 保育・子育て支援サービスの充実」に記載しています。
31	子育て中の人迷ったときに経験者から知恵を借りたりできる場所、(例えば、公民館、学校の一室)で地域住民の老若男女が気軽に交流できたらよいと思う。	子育て中の親子が気軽に集い、相談、交流できる「つどいの広場」の設置について、市町村が設定した目標の達成に向け支援していくことを「第3章 (1) 保育・子育て支援サービスの充実」に記載しています。
32・33	責任感のない親が多いこの世の中、もっと「公の機関」が親に干渉していく仕組みづくりが必要だと思われます。他同意見1件	「第3章 2(2) 児童の健全育成」において記載した各種取組を推進していく中で、充実に努めていきます。
34	「人としての教育」「人間としてどうあるべきか」「祖先・先輩を敬う」等全体的なモラルの向上に向け強力な施策の推進を望む。	青少年のモラル向上や子どもに対する親のしつけ方などを地域ぐるみで考える仕組みづくりを行い、地域における教育力の向上を図っていくことを「第3章 2(2) 児童の健全育成」に記載しています。
35	中学・高校・大学にいくときにせめて学費の半額ぐらいは国費でいけるようにしてほしい。	国固有の取組です。
36	健康保険の家族療養費の軽減を望みます。	国固有の取組です。
37	親の経済状況によって、十分な教育を受けられないことがないようにしていただきたい。	国固有の取組です。
38	「子どものいない家庭と独身者からは税を多く取り、子どもの多くいる次世代の納税者を育てている家庭には減税する」とか、同様に年金にも差を設ける等、子どもを生みたいと思わせる社会の「しくみ」をつくる必要があると思います。	国固有の取組です。
39	子どもがいる家庭の税金や一時金について考慮してほしい。	国固有の取組です。
40	各町内、各小学校区における母子・父子家庭の小学生の預かり場所としての受け入れ家庭のサークル活動に支援策を打ち出してほしい。	今後の検討課題とさせていただきます。

要保護児童等への支援の充実

番号	意見の概要	対応
41	近年、子どもへの虐待が増えているように思うので、虐待が起こらないような教育を増やしてほしい。	深刻化する児童虐待問題に対しては、地域での支援体制の確立を図ることが必要ですので、児童虐待防止に向けて予防から支援に至るまで、県民に広く啓発するとともに、地域における支援体制づくりに努めていくことを「第3章 3(1) 児童虐待防止対策等の充実」に記載しています。
42	結婚はしたくないが、子どもは欲しいという女性が増えているので、女性がシングルでも子どもを育ていけるような世の、婚外子が差別なく受け入れられるような環境になれば、子どもは増えるだろう。(金銭的な公的援助ももちろん大切だと思います。)	子どものしあわせを第一に考えて、ひとり親家庭に対する「きめ細やかな福祉サービスの展開」と母子家庭の母に対する「自立の支援」に主眼を置きながら、子育てや生活支援、就労支援、養育費の確保、経済的支援等の施策を総合的、計画的に展開していくことを「第3章 3(3) 母子家庭等の自立支援の推進」に記載しています。
43	学童保育指導員の研修内容の充実により、指導員の資質の向上を図ることを望みます。	県では、毎年、指導員の資質向上を図るための研修を実施しており、今後も、発達障害児への適切な配慮等二一ズに即した研修の充実に努めていくことを「第3章 3(4) 障害児施策の充実」において追加記載しました。
44	母子家庭から再婚する場合、戸籍上の名前が子どもだけ変更できない。親権はもっていないが養育権を持ち一切養育費をもらっていない場合、一定の年齢になったら氏名変更を子どもの意志で簡単にできるよう特例措置を望む。	国固有の取組です。

子どもの生きる力の育成

番号	意見の概要	対応
45	最近、話題となっている学力低下の原因は、読解力の低下が原因だと思います。こうした取組が必要です。	「第3章 2(1) 確かな学力の向上」において記載しており、意見を参考に今後も読解力の向上に取り組んでいきます。
46	子どもには中学卒業までに勉強を教え込むのが一番です。その意味がわかるのは大人になってからでもよいと思います。この時期に問答無用に基礎をつけないと、日本社会の根幹がなくなりますので、そういった取組が必要です。	「第3章 2(1) 確かな学力の向上」において記載しており、意見を参考に今後も補充的な指導などにより、基礎基本の定着に取り組んでいきます。
47	健全な社会は、幼児より成人にいたるまで、段階的に社会構成の一員としての知識、常識、マナーを身につけてこそ成り立つことをバックボーンとして行動計画に盛り込んでほしい。	道徳教育を充実させていくことを「第3章 2(2) 豊かな心の育成」に記載しています。青少年のモラルの向上や子どもに対する親のしつけ方などを地域ぐるみで考える仕組づくりを行っていくことを「第3章 2(2) 豊かな心の育成」に記載しています。
48	体験の希薄さから迷惑行為が判別できていないケースが多いと思われます。そこで、小学生期において、清掃等のボランティア活動に、授業の一環として繰り返し参加させ、実感させることが大切です。その姿を見せることは若い親層の教育にも繋がると思われます。	豊かな人間性や社会性が育まれるよう、今後も学校教育における様々な体験活動を充実していくことを「第3章 2(2) 豊かな心の育成」に記載しています。
49	小中学校の保安は防止も大切だが、加害者を生まない教育が先決であり、地方、国の連携で改善を望む。	豊かな心を育むため、道徳教育の充実を図っていくこととしており、「命を大切にす教育」を推進していくことを「第3章 2(2) 豊かな心の育成」に記載しています。国との連携については、今後の「国への要望」の検討課題とさせていただきます。
50	道徳教育は、生き方・生きる理念を育てる人間形成に係るものですから、一教科としての扱いは避けて道徳教育の授業を実施してほしい。	道徳教育については、「道徳教育の授業を要として、教育活動全体を通じての道徳性を養うこと。教師と児童生徒の人間関係を深めるとともに、道徳教育のねらいや取組について、家庭や地域の理解と協力を求め、連携を密にしていくこと。」に重点を実施していくことを「第3章 2(2) 豊かな心の育成」に記載しています。
51	小・中学校で健康な身体づくりのための生活習慣、食生活の学習を家庭生活の基礎として指導することにより、子育てする親としての姿勢の確立が必要です。	学校における「食育」については「第3章 2(3) 健やかな体の育成」に記載しており、積極的に取り組んでいきます。
52	男性の食における知識のなさ、意識の低さが問題であり、そのようなお父さんでは、子どもに食育はできないので、お父さんへの食育が必要です。	「食育」の推進のため、農村生活改善、健康づくり、食生活改善など広範な分野のリーダー的な方を対象として、「食育推進ボランティア」の養成を行うとともに、食育ボランティア等が講師となり、地域の親子教室の場などを通じて、家庭や地域社会における食育の推進に努めていくことを「第3章 2(3) 健やかな体の育成」に記載しています。
53	小学校において安全（危険人物の侵入）に対する対策をしてほしい。	学校における児童生徒の安全を確保するための対策に積極的に取り組んでいくことを「第3章 2(4) 信頼される学校づくり」に記載しています。
54	地域ボランティアと連携した体験活動を本格的に授業のカリキュラムに入れてはどうか。(ゆとり教育の一環で実施されている体験活動ではその本当の体験は得られない。) NPO等を活用するカリキュラムは模索できないか。	子どもたちが豊かな人間性や社会性を育むために、学校教育において様々な体験活動を充実させていくことを「第3章 2(2) 豊かな心の育成」に記載しており、意見を参考に今後も体験活動充実を図っていきます。
55	権利は主張するが義務を果たさない若年層の増加には心が痛みます。こうしたことは、学生の時に現実の厳しさに目をそむけ自分に都合の良い道を選択してしまう心の弱さと、それを認めてしまう大人に責任があると思います。学校と家庭の役割分担を明確に打ち出し、心豊かで痛みの分かる子どもの育成が必須です。	各学校での体験活動等の中で、帰属意識や規範意識を高めるとともに、地域連携生徒指導推進事業等を通じて、少年補導センター等の関係機関・団体との連携調整を図りながら、生徒の非行防止や健全育成に取り組むことを「第3章 2(2) 豊かな心の育成」、「3章 2(2) 児童の健全育成」に記載しており、今後も推進していきます。
56	正しいこと・悪いことをしっかり教えられる親になるよう教育してほしいと思います。	各学校での体験活動等の中で、帰属意識や規範意識を高めるとともに、地域連携生徒指導推進事業等を通じて、少年補導センター等の関係機関・団体との連携調整を図りながら、生徒の非行防止や健全育成に取り組むことを「第3章 2(2) 豊かな心の育成」、「3章 2(2) 児童の健全育成」に記載しており、今後も推進していきます。
57	学校が汚く、夢を創造できる空間づくりがされていない。例えば、総合学習の時間等を使い、学校独自のテーマで学校のコンクリート壁に夢のもてる絵を描いてはどうか。	意見を参考に、子どもたちが夢や希望を持てる明るい学校環境を作り上げていけるよう取り組んでいきます。

子どもの安全が確保できる地域づくり

番号	意見の概要	対応
58	安全で安心できる子育て環境の整備が急務である。	「第3章 安全で安心できる子育て環境の整備」において記載した各取組について積極的に取り組んでいきます。
59	元気な老人パワーを地域で子どもの安全、パトロールに活用してはどうか。	保護者、ボランティア等による登下校時のパトロールへの協力依頼をすることを「第3章 1(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進」に記載しています。なお、高齢者の参加も積極的に求めていきます。
60	テレビや雑誌の興味本位の性描写などを規則を強化して取り締まれないか。	「第3章 1(3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進」において記載しており、青少年保護育成条例の効果的な運用について、積極的に取り組んでいきます。

安心して子育てができる職場づくり

番号	意見の概要	対応
61	共稼ぎは避けられない現実としてあり、男性の育児休暇の義務化、サービス残業の撤廃に強制力を持たせないと男女の雇用体制に差がでるのは当然であるため、子どもをあきらめることに繋がると思う。	職場優先の企業風土を是正し、労働者の家庭的な責任に配慮した雇用環境づくりを推進していくことを「第3章 2 安心して子育てができる職場づくり」に記載しています。
62	産休・子育て休暇を社会の常識になるようにする必要があります。	ファミリー・フレンドリー企業概念の普及を図り、職場優先の企業風土を是正し、労働者の家庭的な責任に配慮した雇用環境づくりを推進していくことを「第3章 2 安心して子育てができる職場づくり」に記載しており、今後積極的に推進していきます。
63	子育てと仕事の両立のためにも、女性の就職先には少なくない中小零細企業への配慮が必要です。	300人以下の事業主に対する一般事業主行動計画の策定、育児休業制度の導入や利用促進を、巡回指導し、積極的に働きかけていくことを「第3章 2 安心して子育てができる職場づくり」に記載しています。
64	「子育て中の父親（母親）を家庭に帰そう」という大キャンペーンをぜひ県が中心になって実施してください。	ファミリー・フレンドリー企業概念の普及を図り、職場優先の企業風土を是正し、労働者の家庭的な責任に配慮した雇用環境づくりを推進していくことを「第3章 2 安心して子育てができる職場づくり」に記載しています。
65	女性は30歳位で退社し、子どもが小学生以上になると再就職できるしくみをつくる必要があると思います。	仕事と家庭とを両立できるように、法を上回るレベルの育児・介護休業制度の実施を始めとして、短時間勤務制度、フレックスタイム制、在宅勤務などの柔軟な働き方ができる制度導入を図っていくことを「第3章 2 安心して子育てができる職場づくり」に記載しています。

安全で安心して子育てができる街づくり

番号	意見の概要	対応
66	子どもが安心して行動できる安全な社会をみんなで作ることが目標であり、地域密着型コミュニティラジオ局などの活用が必要です。	子どもが安心して行動できる安全な社会をみんなで作ることは、「第3章 3 安全で安心して子育てができる街づくり」に記載しています。

児童福祉と教育の連携の強化

番号	意見の概要	対応
67	行政主導で、子育て中の母親と子どもの集まりを積極的に実施して欲しい。	「中高生と乳幼児を持つ親の交流の機会を広げていく」ことを「第3章 1 児童福祉と教育の連携の強化」において追加記載しました。
68	少子化の原因として、晩婚化があげられていますが、人間として生まれた以上、人間らしく老後を必ず迎えることをしっかり教育することが必要だと思います。	「将来の親となる世代が子どもや家庭の大切さを知るための取組、親心を育成するための取組を、市町村や市町村教育委員会・学校と連携して推進していく」ことを、「第3章 1 児童福祉と教育の連携の強化」において追加記載しました。
69	育成するには、育成をさせる人々を育成することが必要です。	「親心を育成する取組を、市町村や市町村教育委員会・学校と連携して推進していく」ことを、「第3章 1 児童福祉と教育の連携の強化」に追加記載しました。
70	市町村で、子育て関係の部署等を一本化するように働きかけてください。少なくともホームページでは子どもというくくりで関係する全ての情報が得られるようにすべきです。	児童福祉部門、保健部門、教育部門の総合的な調整役としての次世代育成支援対策コーディネーターの設置等を、積極的に市町村へ働きかけをしていくことを「第3章 1 児童福祉と教育の連携の強化」に記載しています。

子育て支援のための連携強化

番号	意見の概要	対応
71	青少年に係る事件はどこに起因するのか。犯行に及ぶまで異常なシグナルに誰も気づいてやれなかったことに心が痛みます。地域で連携を取り、子どもの成長を温かく見守っていくべきであり、時間のある人は地域の子どもの自らの時間を提供してほしい。	地域における子育て活動のネットワーク化を図っていくことを「第3章 2 (2) 地域における子育て活動のネットワーク化」に記載しています。
72	次世代育成支援について子供を持つ当人たちは十分認識しているが、会社の周りの人（特に年配者・上司）の意識が向いてないので、そうした人への啓蒙により力を入れてほしい。	「企業内における家庭教育の学習機会の提供、社員の地域における子育て活動への参加に対する支援などについて、企業の巡回指導の機会などを捉えて働きかけをする」ことを、「第3章 2 (1) 子育てのための企業との連携」において追加記載しました。
73	出産・育児休業後の職場復帰が容易にできるようにするために行政のみでなく企業をも巻き込んだ環境づくりが必要です。	母子保健（乳幼児健診等）の機会を捉えた相談会、NPOとの情報交換などで蓄積した子育て家庭のニーズを企業に提供し、企業における次世代育成支援対策の確実な実施を要請していくことを「第3章 2 (1) 子育てのための企業との連携」に記載しています。
74	出産・子育て後の仕事に復帰できる機会をもっと多くしてほしい。	母子保健（乳幼児健診等）の機会などを捉えた「育児休業後の職場復帰」などの支援、啓発を積極的に推進していくことを「第3章 2 (1) 子育てのための企業との連携」に記載しています。

75	子どもを持つ母親は、就労と教育を同時に行わなければならない超人的な行動を迫られています。そして多くの母親達は、この両立の間に悩んでいます。働きながらでも、子どもとのふれあいの時間をもっと多く持てるような取組をして欲しい。	「企業内における家庭教育の学習機会の提供、社員の地域における子育て活動への参加に対する支援などについて、企業の巡回指導の機会などを捉えて働きかけをする」ことを、「第3章 2(1) 子育てのための企業との連携」において追加記載しました。
76	子育ての支援のための連携の強化、地域みんなで子育てをするという自覚がもう一度見直されてもよいのではないのでしょうか。	従来の地縁的なものから、地域における子育て活動の中心となっているNPOのネットワーク化を支援していくことを「第3章 2(2) 地域における子育て活動のネットワーク化」に記載しています。
77	身近なところに育児空間が数多くあることが必要です。	「子どもが安心して遊べる場所の提供について、NPOと行政が協働した事業として検討し実施に努める」ことを、「第3章 2(2) 地域における子育て活動のネットワーク化」において追加記載しました。
78	地域活動は、保安・防災を含めて向こう三軒両隣から核を広げていきたいと思う。地域には必ず世話好きの人達がいるので、この人達をいかに誘導するかが重要である。	次世代育成支援対策コーディネーターの設置等を市町村へ働きかけ、地域における子育て活動のネットワーク化を図っていくことを「第3章 2(2) 地域における子育て活動のネットワーク化」に記載しています。
79	子どもや青年など少子環境に関するすべての事業や団体、家庭において、少子化に対する理解を広げて、実効性のある提起や提案を活動や事業に取り入れていくこと、また、行政も含めて連携をすすめることが重要である。	NPOと行政の協働による子育て活動の事業化に努めていくこと、地域における子育て支援、家庭教育に関する広報・啓発活動へのNPO等の参加を促していくこと、NPO、ボランティア、高齢者などを活用した子育て支援、経験活動、スポーツ活動などを推進していくことを「第3章 2(2) 地域における子育て活動のネットワーク化」に記載しています。
80	次世代育成支援は、待ったなしで行わなければならないと思います。基本的には施設設置、適格な人の派遣は行政が行い、運営等システムづくりには民間の力を使うといった官民共同参画が必要です。	NPOと行政が協働した地域における子育て活動について検討し、その事業化に努めることを「第3章 2(2) 地域における子育て活動のネットワーク化」に記載しています。
81	計画の実効性は、いかに市民全員を参加させることができるかにかかっていると思います。	NPOと行政の協働による子育て活動の事業化に努めていくこと、地域における子育て支援、家庭教育に関する広報・啓発活動へのNPO等の参加を促していくこと、NPO、ボランティア、高齢者などを活用した子育て支援、経験活動、スポーツ活動などを推進していくことを「第3章 2(2) 地域における子育て活動のネットワーク化」に記載しています。このような活動を通じ、市民の参加を促していきます。
82	保育園・小学校・中学校のPTAの活用により気楽に井戸端会議のできる場づくりが必要だと思えます。	実践しているPTAもありますので、その取組を様々な機会を通じて紹介していきます。

全般的事項

番号	意見の概要	対応
83	計画案に終わらず、実行・実現を望みます。	計画の適切な評価や進行管理に努めていくことを「第4章 計画の評価」に記載しています。
84	「笛吹けど踊らず」「絵に描いた餅」にならないよう強力な指導性が全項目にわたり必要だと考えます。	市町村、関係団体等と連携を密にし、確実な実施に努めていきます。計画の適切な評価や進行管理に努めていくことを「第4章 計画の評価」に記載しています。
85	行動計画の進捗状況を評価するため、県民に対しパブリックコメントを求めてほしい。	計画の適切な評価や進行管理に努めていくことを「第4章 計画の評価」に記載しています。また、その状況を公表していきます。
86	まず、女性の意識改革を進めるべきだと思います。子育てにより自分自身も成長するので、子育てのよさをもっと広めるべきです。	男女共同参画社会の実現をめざした取組や啓発を進めていくこと、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを育てることの重要性について指導の充実を努めることを「第3章 3(2) 男女共同参画の推進」に記載しています。
87	奨学金制度の充実と拡大と県独自で教育費の無利子融資制度を設けてほしい。	勉学意欲がありながら、経済的理由により高等学校等における修学が困難な方については、国の特殊法人改革の一環として旧日本育英会から事業を引き継いだ独立行政法人日本学生支援機構から高等学校奨学金が都道府県に移管されるに当たり、以前から県で実施していた国庫補助による高等学校奨学金と一体化し、県独自の奨学金貸付制度として対象を拡充し、平成17年度から実施することとしております。なお、この奨学金貸付金は、無利息です。
88	国の中に子ども省なるものを一日も早く設置することを望みます。	国固有の取組です。

その他

賛同意見・・・・・・15件

感想・・・・・・19件

計122件